

2 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会定款施行細則

平成17年3月1日制定

(趣 旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第48条の規定に基づき、定款の施行について必要な事項を定めるものとする。

(役員を選出)

第2条 役員を選出区分は、別表1のとおりとする。

2 理事のうち行政代表は糸魚川市福祉事務所長の職にあるものを充て、議会議員代表は糸魚川市福祉事務所を所管する常任委員長の職にあるものを充てる。

(評議員を選出)

第3条 評議員を選出区分は、別表2のとおりとする。

(事業所の職員及び運営)

第4条 介護事業所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

2 作業所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(役職員等の旅費)

第5条 役職員等の旅費については、別に定める。

(職員の給与)

第6条 職員の給与については、別に定める。

(退職手当)

第7条 職員が退職した場合の退職手当については、別に定める。

(職員の就業)

第8条 職員の就業については、別に定める。

(委 任)

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成17年3月1日）

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日）

この規則は、平成18年12月22日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月1日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月1日）

この規則は、平成21年5月13日から施行する。

附 則（平成24年3月29日）

この規則は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成27年3月27日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日）
この細則は、令和3年4月28日から施行する。

別表1 (第2条関係)

理事選出区分

選出区分	人数		
	糸魚川	能生	青海
地区社協代表	2名以内	1名	1名
民生委員児童委員・主任児童委員代表	1名		
行政代表	1名		
議会議員代表	1名		
福祉事業経営者代表	1名		
ボランティア団体代表	1名		
社会福祉施設代表	1名		
学識経験者	1名		
計	9名以上11名以内		

監事選出区分

選出区分	人数
財務諸表を監査し得る者	1名
社会福祉事業について学識経験を有する者 又は地域の福祉関係者	1名
計	2名

別表2 (第3条関係)

評議員選出区分

選出区分	人数		
	糸魚川	能生	青海
地区社協代表	3名以内	2名以内	2名以内
民生委員児童委員・主任児童委員代表	1名		
老人クラブ連合会代表	1名		
身体障害者会代表	1名		
社会福祉事業代表	1名		
青年会議所代表	1名		
公民館長代表	1名		
ボランティア団体代表	1名		
計	12名以上14名以内		